

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：15201

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2013～2014

課題番号：25885052

研究課題名(和文) 社会保障制度としての成年後見制度の基盤整備に関する研究 - ドイツとの比較から -

研究課題名(英文) A study of Adult Guardianship and reform of Pflegeversicherung in Germany

## 研究代表者

宮本 恭子 (MIYAMOTO, KYOKO)

島根大学・法文学部・准教授

研究者番号：50709128

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、日本とドイツの成年後見制度の運用の実態を理論的、実証的に明らかにした。また、介護保険との関連から社会保障制度としての成年後見制度の基盤整備は重要な課題であることが明らかになった。ドイツでは、社会保障制度の補完性の原則に対応した成年後見制度の運用がなされており、任意後見制度の利用も進んでいる。日本の介護施設の成年後見制度の利用状況を調査した結果、成年後見制度の利用は十分に進んでいないという結果を得た。

研究成果の概要(英文)：The German adult guardianship was newly started in 1992 too and guardianship, especially the voluntary guardianship, has been regularly utilized preceding the Japanese one. This article therefore reviewed in perspective the German social security system supporting the voluntary guardianship and analyzed its effective use, raising general application-associated issues of the Japanese adult guardianship alongside.

In Germany, new adult guardianship went into effect as a program to complement the Pflegeversicherung together with structural changes of social security system. We should be in a hurry to set up a support system particularly for civilian guardians.

研究分野：社会福祉

キーワード：成年後見制度 介護保険制度 ドイツ

### 1. 研究開始当初の背景

1990年代後半以降、21世紀の少子高齢社会を見据えた社会保障制度全般の見直しの中で、戦後50年続いてきた日本の社会福祉制度の基本的な枠組みが、社会福祉基礎構造改革によって大きく変わった。社会福祉は、これまでの国家の措置による利用から福祉サービス事業者と利用者の契約によりサービスを利用することに重点が置かれた。しかし、そもそも福祉サービス利用者の中には、契約能力が十分でなく、契約に対して事業者と「対等な能力」が保持されているとは言い難い者も少なくない。当然、契約に際しては、これらの者を支える制度が必要になる。そのような趣旨から、社会福祉制度改革の起点である介護保険制度と成年後見制度は、相互に補完しあう制度として、2000年にスタートした。つまり、社会福祉制度の一連の改革を経て、成年後見制度は社会保障制度としての性質を併有するに至っており、社会保障制度としての成年後見制度を支える基盤整備は重要な課題となっている。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、第1に、社会福祉基礎構造改革を経て社会保障制度が今どのような方向に向かっているか、その全体像を明らかにし、第2に、社会福祉サービスの利用方法が措置制度から契約制度へと転換した中での、成年後見制度の意義と必然性を理論的に整理し、第3に、日本の成年後見制度の実態にかかわる問題を明らかにし、第4に、ドイツの成年後見制度の運用の実態を把握し、それを支える社会保障制度の基本構造を明らかにし、最後に、日本における社会保障制度としての成年後見制度の枠組みのあり方を政策提言することにある。

### 3. 研究の方法

本研究は、社会福祉サービスの「再市場化」の流れの中での成年後見制度の実態にかかわる問題について、現地調査を基礎に明らかにする。研究期間内には以下のことを明らかにする。

第1に、介護保険制度の創設につながる一連の社会福祉制度改革をめぐる文脈を整理する。そして、社会福祉サービスの「再市場化」の流れの影響を受ける成年後見制度の意義と必然性を、経済学的な立場から理論的に示す。

第2に、日本の成年後見制度の実態に関わる問題について、現地調査と実証的な分析を基礎に明らかにする

第3に、ドイツの成年後見制度を支える社会保障制度の全体像を把握する。また、ドイツの成年後見制度の実態について、現地調査を基礎に明らかにする。

第4に、第1～3番目で明らかになったことを基礎に、日本での社会保障制度としての成年後見制度を支える枠組みのあり方について政策提言を行う。

#### <平成25年度の研究方法>

- (1) 日本とドイツの成年後見制度と社会保障制度に関連する資料や文献を収集・整理する。
- (2) 日本とドイツの介護保険制度の下での成年後見制度の利用状況について、統計データを収集・分析する。
- (3) 日本の成年後見制度について特定の地域を指定して定量的・定性的な分析を行い、実態把握を行う。そこで、現場での実態を検討するために、成年後見人活動を支援する団体の関係者を対象としたヒアリング調査を行う。
- (4) 日本の成年後見制度の現状と課題を実証的に検証する。分析方法としては、鳥取県と大阪府内の介護老人福祉施設を対象に、郵送法によるアンケート調

査を行う。対象は、WAMNET(福祉医療機構が運営する、福祉、保健、医療の総合情報サイト)で検索した介護老人福祉施設、鳥取県 31 件、大阪市 110 件である。解析ソフト SPSS Version 20 を用いてデータ解析を行う。

<平成 26 年度の研究方法>

- (1) ドイツの成年後見制度と介護保険制度、社会保障制度の全体像に関連する資料や文献を収集・整理し、理論的な体系化を試みる。
- (2) ドイツの介護保険制度における成年後見制度の利用状況に関する統計データ・資料の収集・分析を行う。
- (3) ドイツの大学・研究所の研究者から成年後見制度の現状についてヒアリング調査を行う。
- (4) ドイツの成年後見制度について特定の地域を指定して定量的・定性的な分析を行い、実態把握を行う。現場での実態を検討するために、行政や高齢者・障害者施設、支援団体の関係者を対象としたヒアリング調査を行い、特定の地域、施設等での成年後見制度の利用状況に関するデータの提供を受ける。

4. 研究成果

ドイツの成年後見制度の現実の解明にとどまらず、それを支える社会保障制度の全体像を示すことにより、日本における社会保障制度としての成年後見制度の方位を探った。ドイツでは、社会保障制度の原則である「補完性の原則」を基礎に成年後見制度も運用されている。後見人の選任も補完性原則をもとに優先順位が明確である。ボランティア等の市民後見人の養成も進んでいるが、ドイツでもボランティアの確保は切実な課題となりつつある。日本では、成年後見制度と社会保障制度の接続に課題が

ある。成年後見制度の運用の実証研究においても、利用はほとんど進んでおらず、後見人の確保も課題である。こうした中、市民後見人の活用に期待が高まっているが、ドイツでみられるように、すそ野の拡大が大きな課題である。日本の成年後見制度は 2000 年以降、社会保障制度の役割を期待されるようになった。その役割を機能させるために、両制度をどのように接続するかが課題になる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 6 件)

〔学会発表〕(計 3 件)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕  
出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者  
宮本 恭子 ( MIYANOTO Kyoko )  
島根大学・法文学部・准教授  
研究者番号：50709128

(2)研究分担者  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者 ( )

研究者番号：